

# 令和5年玉村町議会第2回定例会会議録第1号

令和5年6月1日（木曜日）

## 議事日程 第1号

令和5年6月1日（木曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 請願の付託
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 報告第 1号 令和4年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 2号 令和4年度玉村町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 8 議案第28号 玉村町政治倫理条例の一部改正について
- 日程第 9 玉議第 2号 玉村町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について
- 日程第10 議案第29号 玉村町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第30号 玉村町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第31号 玉村町税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第32号 玉村町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第33号 玉村町介護保険条例の一部改正について
- 日程第15 議案第34号 令和5年度玉村町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第35号 工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第36号 財産の取得について
- 日程第18 議案第37号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第19 議案第38号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第20 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第21 同意第 2号 固定資産評価員の選任について
- 日程第22 同意第 3号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第23 同意第 4号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第24 同意第 5号 玉村町農業委員会の委員の任命について

- 日程第 2 5 同意第 6 号 玉村町農業委員会の委員の任命について  
日程第 2 6 同意第 7 号 玉村町農業委員会の委員の任命について  
日程第 2 7 同意第 8 号 玉村町農業委員会の委員の任命について  
日程第 2 8 同意第 9 号 玉村町農業委員会の委員の任命について  
日程第 2 9 同意第 1 0 号 玉村町農業委員会の委員の任命について  
日程第 3 0 同意第 1 1 号 玉村町農業委員会の委員の任命について  
日程第 3 1 同意第 1 2 号 玉村町農業委員会の委員の任命について  
日程第 3 2 同意第 1 3 号 玉村町農業委員会の委員の任命について  
日程第 3 3 同意第 1 4 号 玉村町農業委員会の委員の任命について  
日程第 3 4 意見第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程第 3 5 意見第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程第 3 6 一般質問
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13人）

1番	羽鳥光博君	2番	堀越真由子君
3番	松本幸喜君	4番	新井賢次君
5番	小林一幸君	6番	月田均君
7番	備前島久仁子君	8番	三友美恵子君
9番	高橋茂樹君	10番	浅見武志君
11番	宇津木治宣君	12番	笠原則孝君
13番	石内國雄君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	萩原保宏君
教育長	角田博之君	総務課長	齋藤善彦君
企画課長	齋藤恭君	税務課長	貫井利行君
健康福祉課長	岩谷孝司君	子ども育成課長	今井理恵子君
住民課長	丸山智志君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	武士浩之君	都市建設課長	原田英樹君
上下水道課長	上村明弘君	会計管理者兼会計課長	関根聡子君
学校教育課長	根岸真早子君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

---

## 事務局職員出席者

議会事務局長	関根伸行	局長補佐	萩原穰
庶務係兼 議事調査係	重田智美		

## ○議長挨拶

◇議長（石内國雄君） 着席願います。おはようございます。

令和5年玉村町議会第2回定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

日本国内においては、ゴールデンウィーク後の5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置づけが、季節性インフルエンザと同じ5類へと引き下げられました。3年余り続いた世界保健機構（WHO）の緊急事態宣言も終了し、新型コロナウイルスとの闘いは、ウィズコロナ、アフターコロナへの本格移行という節目を迎えました。今後、様々な規制が緩和される中、本町においてもコロナ禍における社会の閉塞感や孤立感を解消すべく、花火大会、ふるさとまつり、産業祭や町民体育祭といった町民が集い交流する事業が積極的かつ盛大に開催され、町全体がにぎわいを取り戻し、活性化されることを願います。

さて、議員各位には、令和5年玉村町議会第2回定例会が招集されましたところ、ご参集いただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど町長から提案理由の説明がなされますが、議員各位におかれましては、住民の負託に応えるため、各議案に対し、あらゆる角度から慎重な審議を尽くされ、適正にして妥当な議決に達せられるよう切望するところであります。

また、今定例会には9名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるものと期待するところであります。梅雨の季節を迎えますが、議員並びに町長をはじめ執行各位におかれましては、体調には十分留意され、今定例会に臨まれますようお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶といたします。



## ○開会・開議

午前9時開会・開議

◇議長（石内國雄君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年玉村町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



## ○日程第1 諸般の報告

◇議長（石内國雄君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査報告が、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告が議長に提出されております。3月から5月に実施されました監査・検査の結果につきましては、お手元に配付したとおりであります。

また、議員派遣終了報告書が議長に提出されております。研修内容はお手元に配付したとおりであ

ります。



## ○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（石内國雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、7番備前島久仁子議員、8番三友美恵子議員の両名を指名いたします。



## ○日程第3 会期の決定

◇議長（石内國雄君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期につきましては、去る5月25日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋茂樹議会運営委員長。

〔議会運営委員長 高橋茂樹君登壇〕

◇議会運営委員長（高橋茂樹君） おはようございます。それでは、議会運営委員会から報告申し上げます。

令和5年玉村町議会第2回定例会が開催されるに当たり、去る5月25日午前9時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から6月12日までの12日間といたします。

今定例会には、請願1件、陳情1件、町長から提案される議案は、報告が2件、条例の一部改正や令和5年度補正予算に関する議案等が11件、同意が14件、意見が2件、議員提出議案として1件の計32議案を予定しています。

概要につきましては、まず日程1日目の本日は、請願1件の付託を行います。続いて、陳情1件の付託を行います。

次に、町長より報告第1号及び報告第2号の2件について一括して報告があります。

次に、条例関係の議案として、地方自治法改正に伴う議員個人と町との請負の緩和等に関する玉村町政治倫理条例の一部改正の議案第28号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

続いて、議案第28号に関連し、議員個人と町との請負の公表に関する条例制定についての議員提出議案となる玉議第2号について提出者からの提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

引き続き、条例の一部改正に関する議案第29号から議案第33号までの5議案についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、補正予算に関する議案第34号について提案説明の後、質疑、討論、表決を行います。

次に、事件関係の議案として、議案第35号から議案第38号までの4議案についてそれぞれ提案

説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、人事案件として、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案説明の後、質疑、討論、表決を行います。

続いて、同意第2号 固定資産評価員の選任について提案説明の後、質疑、討論、表決を行います。

次に、同意第3号から同意第14号までの玉村町農業委員会の委員の任命についての12議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、意見第1号及び意見第2号の人権擁護委員の推薦について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

最後に、一般質問を行います。質問者は2人です。

日程2日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は5人です。

日程3日目及び4日目は、土曜日、日曜日のため休会となります。

日程5日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は2人です。

日程6日目は、午前9時から総務経済常任委員会が開催されます。

日程7日目は、午前9時から民生文教常任委員会が開催されます。

日程8日目及び9日目は、事務整理のため休会とします。

日程10日目及び11日目は、土曜日、日曜日のため休会となります。

日程12日目は最終日とし、午前11時から議会運営委員会が開催され、午後1時30分から全員協議会が開催されます。

その後、本会議を午後2時30分に開議し、委員会に付託された請願について委員長から審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

続いて、委員会に付託された陳情について委員長から審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、各委員長から、開会中の所管事務調査報告及び閉会中の所管事務調査の申出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和5年玉村町議会第2回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日から6月12日までの12日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から6月12日までの12日間とすることに決定いたしました。

---

◇

#### ○日程第4 請願の付託

◇議長（石内國雄君） 日程第4、請願の付託についてを議題といたします。

ただいま議題となっております請願につきましては、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

---

令和5年6月1日

玉村町議会第2回定例会

#### 請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件名	請願者又は代表者 住所・氏名	付託 委員会等
3	5. 5. 22	インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書	紹介議員 宇津木 治 宣 群馬県伊勢崎市粕川町1618-2 伊勢崎佐波民主商工会玉村支部 会 長 奈良 民男 支部長 関口 泰雄	総務経済 常任委員会

---

◇

#### ○日程第5 陳情の付託

◇議長（石内國雄君） 日程第5、陳情の付託について議題といたします。

ただいま議題となっております陳情につきましては、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

---

令和5年6月1日

玉村町議会第2回定例会

#### 陳 情 等 文 書 表

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	陳情者又は代表者 住 所・氏 名	付 託 委員会等
1	5. 5.23	地方財政の充実・強化に関する意見書採択についての陳情	群馬県伊勢崎市中央町30-4 日本労働組合総連合会 群馬県連合会 伊勢崎地域協議会 議長 宮下 和夫	総務経済 常任委員会



○日程第6 報告第1号 令和4年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○日程第7 報告第2号 令和4年度玉村町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

◇議長（石内國雄君） 日程第6、報告第1号 令和4年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び日程第7、報告第2号 令和4年度玉村町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

これより2件を一括して報告を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。令和5年玉村町議会第2回定例会の開会に当たりましてご挨拶申し上げます。

初めに、この3年間を振り返りますと、世界中が新型コロナウイルス感染症の脅威に翻弄され、国民生活や社会経済活動は、これまで経験したことのない甚大な影響を受け続けました。感染症法上の位置づけとしては、5月8日から5類に移行となり、ようやく私たちの生活も日常を取り戻しつつありますが、急激な物価高騰も含め、様々な影響が相当期間継続するものと想定し、コロナ禍からの脱却と新たな地方創生を確実に推進してまいりたいと思います。

また、このたび、三友美恵子議員におかれましては、令和5年度群馬県総合表彰を受賞されました。長年にわたる町議会議員としてのご功績が認められたものであり、心よりお祝い申し上げます。さらに、石内國雄議長におかれましては、群馬県町村議会議長会の会長に就任されました。誠におめでとうございます。お二人には、長年にわたり培われたご経験を生かし、今後とも玉村町発展のためにますますご活躍されますことを祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

さて、本定例会は、本日より6月12日までの12日間、29議案につきまして提案させていただくものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。また、一般質問では9人の議員から、町政全般にわたるご質問をいただいておりますが、誠心誠意、議論を尽くしてまいりたいと存じます



ので、併せてよろしくお願ひ申し上げ、説明に入らせていただきます。

初めに、報告第1号 令和4年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。本報告は、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、令和4年度補正予算で繰越明許費として議決された事業について、令和5年度へ繰り越すべき事業費並びにその財源が決定しましたので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、出産・子育て応援交付金や保育所、学校等における新型コロナウイルス感染症対策に係る事業をはじめ、烏川大橋大規模改修に係る負担金、海洋センターのボイラー設備更新工事、文化センターの駐車場整備等、合わせて11事業で、繰越総額は1億1,070万9,000円でございます。

次に、報告第2号 令和4年度玉村町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

本報告は、地方公営企業法第26条第2項の規定により行うもので、令和4年度から令和5年度へ繰り越すべき事業の繰越額及び財源内訳が決定したので、報告するものでございます。該当事業は、収益的支出における2系低速ポンプ2号機電動弁交換工事で、繰越額は352万円であり、財源の全額が当年度損益勘定留保資金でございます。

以上、ご報告申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で報告を終了いたします。



## ○日程第8 議案第28号 玉村町政治倫理条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第8、議案第28号 玉村町政治倫理条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第28号 玉村町政治倫理条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法の地方議員の兼業禁止の規定が改正されたことに伴い、それらの条項を引用している本条例について所要の改正を行うものです。

改正の主な内容といたしましては、今まで明確化されていなかった「請負」の定義と議員個人による請負に関する規制の緩和について規定を追加いたしました。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○日程第9 玉議第2号 玉村町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について

◇議長（石内國雄君） 日程第9、玉議第2号 玉村町議会議員の請負の状況の公表に関する条例についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

9番高橋茂樹議員。

〔9番 高橋茂樹君登壇〕

◇9番（高橋茂樹君） 玉議第2号 玉村町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、今まで議員個人と町との請負が認められていなかったのが、地方自治法第92条の2の改正に伴い、規制の対象となる請負の定義の明確化、議員個人による町との請負が政令で定める金額まで認められることとなり、その請負の状況を公表する必要性が生じたため、新たに条例として制定するものであります。

以上、本案につきましては、議会運営委員会で審査した結果、私が一議員として提出者となり、議会運営委員を賛成者として提案させていただくこととなりましたので、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝議員発言〕

- ◇ 12番（笠原則孝君） 請負についての詳細。  
〔「もう一度」の声あり〕
- ◇ 12番（笠原則孝君） 請負についての詳細をちょっと知りたいのですが、どの程度なのか。
- ◇ 議長（石内國雄君） 9番高橋茂樹議員。  
〔9番 高橋茂樹君発言〕
- ◇ 9番（高橋茂樹君） まず、請負金額は1年間300万円まで、それで町と議員個人との契約が成立した場合の公表です。
- ◇ 議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。  
〔12番 笠原則孝議員発言〕
- ◇ 12番（笠原則孝君） その300万というのは報酬とは違うのですか。
- ◇ 議長（石内國雄君） 9番高橋茂樹議員。  
〔9番 高橋茂樹君発言〕
- ◇ 9番（高橋茂樹君） 請負金額です。報酬は違います。
- ◇ 議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。  
〔12番 笠原則孝議員発言〕
- ◇ 12番（笠原則孝君） その請負とはどのようなことをするのでしょうか。
- ◇ 議長（石内國雄君） 9番高橋茂樹議員。  
〔9番 高橋茂樹君発言〕
- ◇ 9番（高橋茂樹君） 例えば町から依頼があった場合ですから、どのようなことというのは、町の全般の事業です。
- ◇ 議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。  
〔「なし」の声あり〕
- ◇ 議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕
- ◇ 議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。  
次に、本案に対する討論を求めます。  
〔「なし」の声あり〕
- ◇ 議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕
- ◇ 議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。  
次に、本案に対する表決を行います。  
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 10 議案第 29 号 玉村町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第 10、議案第 29 号 玉村町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 石川眞男君登壇]

◇町長（石川眞男君） 議案第 29 号 玉村町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

議員の皆様もご承知のように、平成 25 年に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称「番号法」により、現在では、住民票を有する全ての方に個人番号が付番されています。その個人番号を利用することで、国や県、市町村、年金機構などが保有する個人情報をシステムで情報連携させることができるようになりました。例えば、地方税の情報や年金の支給情報、国保の給付情報などを連携することで、町に申請する際に必要な添付書類を省略することができ、住民の利便性向上と業務効率化に役立っております。

今回の改正は、その番号法に規定されている法定事務ではなく、規定されていない独自利用事務について個人番号を利用する場合、その事務を自治体の条例で定める必要があるために改正するものです。また、独自利用事務の連携を行うことで、申請に必要な添付書類を省略できる旨も規定いたします。

そして、今回情報連携をしようとする独自利用事務の内容についてですが、住民課国民健康保険係の医療費助成に関する事務で、具体的に申し上げますと福祉医療費受給資格者証交付申請書（子供、重度心身障害者、高齢重度障害者、母子・父子家庭等）についての必要な情報の照会を行うための事務になります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

12 番笠原則孝議員。

[12番 笠原則孝議員発言]

◇12番(笠原則孝君) 今、個人番号のことがありますけれども、これマイナンバーカードとのひもづけはどのようになったのでしょうか。

◇議長(石内國雄君) 企画課長。

[企画課長 齋藤 恭君発言]

◇企画課長(齋藤 恭君) 個人番号の、今回はそれに基づきます税、あるいは年金の給付の照会を行うというものです。番号そのものにつきましては、既に各個人個人に付番がされておりますので、カードを交付するというものとは別のものとなっております。

◇議長(石内國雄君) 12番笠原則孝議員。

[12番 笠原則孝議員発言]

◇12番(笠原則孝君) そうすると、それはマイナンバーカードは昨今、大分、他人の情報が入ってしまったたり何なりして、そういうのは差し支えないのでしょうか。今後いろんな年金の支払いだとか医療の問題とかということについて、町はどのように考えていますか。今、大分、国のほうでも謝罪したり何なりしてありますけれども、町としてはどのように考えていますか。

◇議長(石内國雄君) 企画課長。

[企画課長 齋藤 恭君発言]

◇企画課長(齋藤 恭君) 一部報道で、住民票をコンビニエンスストアで交付する際に間違っただけのものが出てくる、あるいは保険証の関係ではほかの方がひもづけられている、こういった事例があるということで報道されております。

現在のところ、玉村町におきましてお願いをしておりますシステムの仲介事業者、ここの事業者におきましては、その範囲の中でテストを行い、そうした間違いがないということで報告をいただいております。これからも、そうしたところで一つ一つ間違いのないように確認をするということは必要なことではあるかと思っております。このため、間違いのないように窓口におきましても手続を行っていく、そうしたことを常々続けていくということで進めていきたいというふうに考えております。

◇議長(石内國雄君) 12番笠原則孝議員。

[12番 笠原則孝議員発言]

◇12番(笠原則孝君) コンビニで住民票を取る場合、恐らく今停止されているのではないですか。その辺どうなのですか、いろんなことがあったので、たしか停止されていると思いましたが。たしか町でやると350円、コンビニでやると300円ということだったのだけれども、その辺は今後取らなくてはならないので、どのようになっていますか。

◇議長(石内國雄君) 企画課長。

[企画課長 齋藤 恭君発言]

◇企画課長(齋藤 恭君) コンビニエンスストアにおきましての交付という点につきましては、今

ちょっと確認はできておりませんが、玉村町でお願いをしておりますシステム事業者、こちらと今報道に出ております間違いがあったというサービスの提供事業者は別な方になっております。このため、玉村町でのコンビニエンスストアでの住民票の交付といったものは誤りなく出るということは、システムの提供事業者から報告をいただいております。

そして、全国的にコンビニエンスストアでの交付、こちらにつきましては今現在で交付できるのかといった点につきましては、大変申し訳ございませんけれども、確認させていただければというふうに思っております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔何事かの声あり〕

◇議長（石内國雄君） 3回までです。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 住民課長。

〔住民課長 丸山智志君発言〕

◇住民課長（丸山智志君） コンビニ交付につきましては、今は利用できる状況になっているかと思えます。

コンビニ交付のほうが役場を利用するよりは50円安く、250円で利用できる形になっております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

○日程第 1 1 議案第 3 0 号 玉村町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第 1 1、議案第 3 0 号 玉村町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 3 0 号 玉村町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、マイナンバーカードに搭載されている電子証明書が一部のスマートフォンに搭載することができるようになったことにより、今後そのスマートフォンを使用して印鑑証明書のコンビニ交付が可能となるため、本条例について所要の改正を行うものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

○日程第 1 2 議案第 3 1 号 玉村町税条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第 1 2、議案第 3 1 号 玉村町税条例の一部改正についてを議題といた

します。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第31号 玉村町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、その改正内容に合わせ玉村町税条例の一部を改正するものです。

主な改正内容といたしましては、個人の町民税関係では、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い改正が必要となるものです。

また、給与所得者の扶養親族申告書について、申告書に記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない場合には、その事項の記載に代えて異動がない旨の記載によることができることとするものです。

そのほか、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例を削除するものです。

固定資産税関係では、大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額に関する規定の新設により、地域決定型地方特例措置、通称「わがまち特例」となる課税標準の特例について、その割合を定めるものです。

軽自動車税関係では、三輪の特定小型原動機付自転車について除外し、二輪に該当させるものです。また、排ガス試験等において不正を行った自動車メーカー等に対し、その不正により生じた軽自動車税の環境性能割に係る納付不足額を負わせる特例規定について、その納付額に加算する割合を引き上げるものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。



本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 13 議案第 32 号 玉村町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の  
基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例  
の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第 13、議案第 32 号 玉村町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 32 号 玉村町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条に規定する地方公共団体等を定める省令において、地方税の課税免除または不均一課税に関する減収補填制度の対象となる施設の設置期限に関する規定の改正が行われたことに伴い、本条例もそれに合わせる形で、対象となる施設の設置期限について、基本計画の同意の日から令和 5 年 3 月 31 日までとしていたものを、基本計画の同意の日から令和 7 年 3 月 31 日までに改正するものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



#### ○日程第 1 4 議案第 3 3 号 玉村町介護保険条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第 1 4、議案第 3 3 号 玉村町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 3 3 号 玉村町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置について、令和 4 年度分の保険料であって、令和 5 年 4 月以降の期間に普通徴収の納期限が到来するものに対しても実施できるよう改正を行うものでございます。

現行の条例では、減免措置の対象となる保険料を「令和 3 年度分又は令和 4 年度分の保険料であって、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間に納期限が定められているもの」としておりますが、「令和 4 年度分の保険料であって令和 5 年 4 月 1 日以降に納期限が定められているもの」と改めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○日程第15 議案第34号 令和5年度玉村町一般会計補正予算（第2号）

◇議長（石内國雄君） 日程第15、議案第34号 令和5年度玉村町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第34号 令和5年度玉村町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に3,074万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を117億7,244万6,000円とするものでございます。

主な補正内容でございますが、まず総務費では物価等の高騰により、AED借り上げの入札が不調となったため、設計額を見直して再度入札を行うに当たり、不足する予算を追加するとともに、令和6年度以降における債務負担行為の変更を行うものでございます。

また、公共交通再編事業につきましては、乗合タクシー（たまりん）をはじめとする玉村町の公共交通全般に関するニーズ調査を実施し、公共交通の再編計画を策定するものでございます。これらの調査結果や再編計画に基づき、新たな移動手段の検討や実証実験を行う予定です。

さらに、市町村振興協会魅力あるコミュニティ助成事業及び自治総合センターコミュニティ助成事業につきましては、上茂木区及び南福島区が事業採択となりましたので、それぞれ地域コミュニティ活動に必要な助成費用として補助金の追加を行うものでございます。

次に、民生費では、介護職への就労を希望する方を対象に介護に関する入門的研修を実施し、必要なスキルの習得等を支援するほか、保育環境改善等事業につきましては、3月議会における令和4年度玉村町一般会計補正予算にて計上しました放課後児童クラブにおける送迎バスの安全対策に対する補助金について、物資の不足等により令和4年度に事業が完了しなかったため、改めて令和5年度予算にて補助金を計上するものでございます。

また、第2保育所と第4保育所につきましては、老朽化によりエアコンに不具合が生じており、安全な保育環境を確保するため、空調機器の更新を行うものです。

次に、衛生費では、新型コロナウイルスワクチンについて、当初予算の段階では国の方針が定まっておらず、4月から9月までの予算を計上しておりましたが、1年を通して接種を実施することとな

ったため、10月以降の接種に必要な経費を計上するほか、産後ケア事業につきましては、4月の利用実績が多く、予算が不足してしまったため、今後の利用見込額を追加するものでございます。

次に、消防費では、上福島地区自主防災組織が自治総合センターコミュニティ助成金の事業採択を受けましたので、地域防災活動に必要な助成費用として補助金の追加を行うものでございます。

次に、教育費では、玉村幼稚園の南棟テラスについて経年劣化による屋根の損傷が激しく、園の運営に支障が生じているため、屋根材を交換するものでございます。

以上が歳出の主な補正内容となります。

次に、歳入でございますが、今回の補正に伴う財源といたしまして、各事業の執行に伴う国、県支出金をはじめ、寄附金、諸収入及び前年度繰越金を予定しております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） よろしいでしょうか。12ページをお願いいたします。12ページの公共交通再編事業、町長から説明を受けまして、モデル実証実験を行う業務委託料を確保したいというようなことですが、この275万円につきましては、公共交通の再編ということで、現在たまりんをはじめとする各路線バス等についても、町も大きなお金を出しているところでございまして、制度的には、地方路線バスの運行維持に係る経費につきましては、地方公共団体の負担額の80%が特別交付税算入対象となりますけれども、この業務委託料につきましても、この交付税の対象となりますでしょうか。できるだけ一般財源を減らして、ほかからの財源を持ってきて町政運営してもらいたいと思っていますので、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

今回、補正予算として計上させていただきました業務委託料、こちらにつきましては、内容的には町民へのアンケート調査の実施であるとか、また町内からどちらのほうへ主に移動しているか、そういったようなことの人流データを詳しく分析をしまして、それに基づいて今後の公共交通全般の構築に役立てる、そういったものでございます。

それで、今回の業務委託料につきましては、そういった交付税、または補助金等の対象とはなっておりませんが、今後実証、または本運行、そういったものを行う際には、なるべく今現在ある補助金等のメニューを活用させていただきまして、議員のおっしゃられるとおり一般財源の持ち出しをなるべく少なく、かつ最大限の効果を得られるものにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願

いたします。

◇議長（石内國雄君） 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） 私も県の財政を担当していたときには、特別交付税の申請を受けて、採択を判断した上で額を決めていたわけですし、こういった特別交付税の県への申出というのは、ぜひ対象になるかならないかも含めて、まずエントリーをして、その結果を見て踏まえて、できるだけ財源を他に求めて確保していただきたいと思いますけれども、その点いかがですか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） そのようにしていきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

4 番新井賢次議員。

〔4 番 新井賢次君発言〕

◇4 番（新井賢次君） 今と同じなのですが、この業務委託先を決めるまでの手順について教えてください。

それから、委託期間について教えてください。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

業者の選定につきましては、この議会で補正予算のほうお認めいただいた後に、入札審査会のほうにかけさせていただきまして、そちらのほうで審議をしていただくような形になります。

すみません。もう一点はどんなことでしたでしょうか。

〔「期間です。いつからいつなのか」の声あり〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 期間につきましては、こちらの補正予算が通りまして、その後なるべく早めに業者のほうを決めさせていただいて、実証実験、実証運行に間に合うような形で、9 月等の段階で、先ほどのアンケート、または人流データの分析等をなるべく早くさせていただきまして、早めの実証運行にこぎ着けられるように業務のほうはしていきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○日程第 16 議案第 35 号 工事請負契約の締結について

◇議長（石内國雄君） 日程第 16、議案第 35 号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 35 号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案につきましては、玉村町学校施設等個別長寿命化計画に沿い、南中学校トイレ改修工事を条件付一般競争入札で行ったところ、業者の参加申込みがあり、5月15日に開札をしました結果、田中建設株式会社玉村支店、取締役玉村支店長、田中克宗が消費税込み1億1,199万円で落札いたしました。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事は学校のトイレを洋式化することに合わせて、トイレの床や壁、給排水管及び照明等設備を更新するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

4番新井賢次議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

◇4番（新井賢次君） 条件付一般競争入札ということで、その条件とはどういう条件だったのかということと、結果的に何社が応札したのかについてお願いします。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） それでは、新井議員のご質問にお答えしたいと思います。

この条件につきましては2点ほどあります。まず1点目が、伊勢崎土木事務所管内に本店を有する事業者で、A等級に格付されているということです。また、同種の建築工事一式を単体として、平成25年度以降に5,000万円以上の工事を行った実績があるものということがまず1点と、2点目といたしまして、玉村町内に本店、または支店を有する事業者で、B等級に格付されている事業者で、同じ2,000万円以上の実績があるもの、条件につきましてはこの2点になります。実際に応札された事業者につきましては、8事業者ということでございます。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○日程第17 議案第36号 財産の取得について

◇議長（石内國雄君） 日程第17、議案第36号 財産の取得についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第36号 財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、現在、庁舎内外で職員が事務用で使用する内部情報系システムのパソコン及びソフトウェアが老朽化したため、入れ替えるものです。内訳としましては、ノートパソコン92台となります。

4月19日、特命随意契約により、群馬県桐生市広沢町3丁目4025番地、株式会社両毛システ

ムズ、代表取締役社長、北澤直来から消費税込み1,287万円で購入するものであり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本財産の購入により、内部情報系システムの安定稼働及び業務効率を上げ、住民サービスの向上を図るものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 何点か質問させていただきます。

まず、町が管理しているパソコン、全て数は幾つありますか。今回92台ということで、これが全てかどうか。

そして、これは購入ということでありませけれども、全てをリースにした場合、そのときの価格の差。そして次の質問は、何年に1度この入替えをしているのかどうか。

そしてもう一つは、随意契約、これはずっとここを使っているかと思えますけれども、この随意契約を何年続けているか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） まず、台数でございますけれども、全部で280台の管理をさせていただいております。そのうち、今回が92台の入替えということです。

それから、その92台につきましてはおおよそ6年以上は使用しているもの、これを更新するというものになっております。

それとリースにつきましてですけれども、こちらにつきましても検討はさせていただいております。リースということで、分割払いという形にはできるわけでありませけれども、その分リース費用が上乘せされてくるということで、今回購入よりも、リースでの総額のほうが高額になるというような形となっております。そのため、今回は購入という形を選ばせていただいたものです。

それから、随意契約ということで、今回の契約対象相手につきましては桐生市に本社があります事業者ということでありませけれども、こちらはこれまでも、こういったノートパソコンにつきましては導入から管理、セットアップ等を受けていただいている事業者ということで、そのため、ほかの事業者よりも、一律して庁舎内のパソコンの業務につきましてはセットアップ、あるいは故障における対応、こういったものを支援していただけるということで、今回の事業者を選定させていただいたというものでございます。



以上です。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） もう長年にわたってこの随意契約をしているということで、管理やセットアップなどができるということでされているというわけでありますけれども、町の中で、様々なもので随意契約されているというものがあると思うのです。その随意契約というものをもう一度、本当にそれでいいのかどうか、入札がなくてもいいのかどうか、それはやはり検討すべきところもあると思うのです。町長、その点はいかがですか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） これは、今言った随意契約だからといって、業者との長年の中での、言葉は悪いけれども、なれ合いみたいな形でやっているのでは決してなくて、やはり長年の中での信用といいますか、非常にトータル的に考えた上での随意契約ということになっていると思いますので、もちろんそういうことは点検しつつ、今後も何かのときは点検しながら対応していきたいと思っています。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。10時15分に再開いたします。

午前10時2分休憩

午前10時15分再開

◇議長（石内國雄君） 再開いたします。



## ○日程第18 議案第37号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

◇議長（石内國雄君） 日程第18、議案第37号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第37号 和解及び損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

本案は、道路管理の瑕疵に起因した事故の件について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、和解及び損害賠償の額を定めるため議決を求めるものでございます。

事故発生時の状況ですが、令和5年3月8日正午頃、町道235号線を走行中に、下新田1137番1先の下水道のマンホールの段差によって受けた衝撃により、左前輪タイヤを損傷したものであります。

損害賠償額ですが、車両の修理費用の一部として6,000円を支払い、示談し和解するものであります。なお、この損害賠償額は、町が加入している保険で全額補填されます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 段差によって受けた衝撃ということですが、この段差の解消というのはその後やったのですか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

連絡がありまして、こちらのほうにつきましては、すぐマンホールの周りを埋めて解消いたしました。その後、また同じような事故があっては困りますので、上下水道課のほうから下水道の管網図を提供していただきまして、現在、会計年度職員のほうが草刈り等の合間を見て、マンホールの段差等がないかを確認しているところでございます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝議員発言〕

◇12番（笠原則孝君） この道路の破損でどうのこうのというのは、前にもたしか上陽のほうでありましたよね、1度。これ、やはり約1年ぐらいなのだよ、1年間に2度起きているのだよ、これ。この辺は、町としてはどのようなパトロールをやっているのですか、隅々まで。確かに1年前、上陽の北ですぐ前橋市になるところで、あれはあそこに勤めている子かな、上陽の整備工場へ。たしかそんなことがあって、前にもあったと、1年もたたずにまたかなと思って、ちょっとこの辺をどのように町としては考えているか聞きたいのですが。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

確かに年間数件ございまして、昨年度はゼロ件だったのですが、令和3年度につきましては2件ほど、またその前にも年間1件とかございまして。その都度、穴についてはすぐ対応するのですけれども、その後、道路等のものについては、それ専門ではないのですけれども、草刈り等をしている合間にパトロールをしております。ただ、やはり舗装のものが大分古くなってきて、ところどころパトロールしても、またその後、雨等によったり車両の通行によって、穴が空いてしまうということになっていきますので、ただパトロールについては、また今後も引き続き、事故のないよう取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 文章を読みますと、左前輪って書いてあるのですけれども、走っていると、どっちかというマンホールは真ん中にあるから、私は右のタイヤが破損するのではないかと思ったのですけれども、その辺はどう考えていますか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 今のご質問の内容は、マンホールの位置についてなのですが、実はマンホールは、マンホール間を直線で結ぶことが重要です。特にカーブした道ですとか曲がったところには、それぞれマンホールを設置するわけですが、必ずしもその位置というのが真ん中に位置されずに、左に寄ったり、右に寄ったりすることがございますので、位置関係については、それぞれ道によって異なっております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 私も気になるのだけれども、マンホールは固いし、周りはアスファルトでだんだん下がっていくということで、必ず高くなっている。今回は、プロが見て確かに危ないなというのか、それともスピードを出して事故が起きたのか、その辺は本当はどんなふうに感じますか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 一応、今回の事故につきましては、瑕疵の割合が50%になっていますので、まず正午ということで昼間であったと、マンホールのほうもよく見ていれば避けることもできたということで、町と相手のほうが50%ずつの瑕疵があるということで判断はされております。以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

## ○日程第19 議案第38号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

◇議長（石内國雄君） 日程第19、議案第38号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第38号 和解及び損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

本案も、前号と同じく道路管理の瑕疵に起因した事故の件について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、和解及び損害賠償の額を定めるため議決を求めるものでございます。

事故発生時の状況ですが、令和5年3月27日午後6時過ぎ、町道111号線を走行中に、八幡原1834番1先の道路にできた穴を踏んだ衝撃により、車両を損傷したものであります。

損害賠償額ですが、車両の修理費用の一部として1万5,400円を支払い、示談し和解するものであります。なお、この損害賠償額は、町が加入している保険で全額補填されます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○日程第20 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

◇議長（石内國雄君） 日程第20、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

令和2年7月から固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております高橋雅之様におかれましては、この7月17日に任期が満了となります。

本案は、その後任者を選任するため提案させていただくものでございますが、これまでの経験等を考慮し、引き続き高橋様を選任いたしたく、議会の同意を得るものでございます。

高橋氏におかれましては、人格はもちろんのこと、玉村町役場に長年勤務され、都市建設課長をはじめ、税務課、農政課などに勤務され、行政経験が豊富で、固定資産税についても精通されており、適任者であると考えております。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。



## ○日程第21 同意第2号 固定資産評価員の選任について

◇議長（石内國雄君） 日程第21、同意第2号 固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 同意第2号 固定資産評価員の選任についてご説明申し上げます。

固定資産評価員は、現在、前税務課長の丸山智志氏が任命されておりますが、この4月1日付で人事異動の発令により異動しており、本案はその後任といたしまして、新たに税務課長に就任いたしました貫井利行氏を選任したく、ご提案させていただくものであります。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。



- 日程第22 同意第 3号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第23 同意第 4号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第24 同意第 5号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第25 同意第 6号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第26 同意第 7号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第27 同意第 8号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第28 同意第 9号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第29 同意第10号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第30 同意第11号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第31 同意第12号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第32 同意第13号 玉村町農業委員会の委員の任命について

### ○日程第33 同意第14号 玉村町農業委員会の委員の任命について

◇議長（石内國雄君） 日程第22、同意第3号 玉村町農業委員会の委員の任命についてから日程第33、同意第14号 玉村町農業委員会の委員の任命についてまでの12議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第22、同意第3号から日程第33、同意第14号までの12議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 同意第3号 玉村町農業委員会の委員の任命についてから同意第14号 玉村町農業委員会の委員の任命についてまで、一括してご説明申し上げます。

本案につきましては、現在の農業委員が令和5年7月14日で任期満了となり、令和5年7月15日から令和8年7月14日までの任用期間3年間の農業委員12名を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項により、議会の同意を求めます。

同意第3号の新井宏美氏は、現在、農事組合法人芝根の代表理事を務めております。また、地域の農家事情に精通している方です。

同意第4号の下田純一氏は、令和5年度下新田東部支部の農事支部長を務めており、熱意を持って職責を果たす人柄と伺っております。

同意第5号の原泰治氏は、現在、農事組合法人南玉の代表理事を務めており、町の農業を守ってきたいという意欲を持っている方です。

同意第6号の新井正芳氏は、平成29年度より玉村町農地利用最適化推進委員を務めており、地域の農業の中心となっている方です。

同意第7号の町田信次氏は、地域の農業に精通しており、適任と考えられます。

同意第8号の塚越早苗氏は、現在、農業委員を務めており、かつ認定農業者であり、また群馬県農村生活アドバイザーとしても活躍しております。

同意第9号の齊藤勝氏は、元区長の経験もあり、意欲的に農業に取り組んでおります。

同意第10号の横堀弘之氏は、令和4年度に八幡原支部の農事支部長を務め、農業に精通しております。また、今回候補者の中で唯一利害関係を有しない方です。

同意第11号の山口武氏は、農事組合法人箱石の理事を務めており、地区の農業の中心を担っている方です。

同意第12号の深町利春氏は、農事組合法人上陽の中心的な役割で活躍しております。



同意第13号の八木末明氏は、令和4年度の上福島支部の農事支部長を務めており、大変真面目な性格と伺っております。

同意第14号の松浦好一氏は、現在、農業委員会長であり、またJAの理事、農事組合法人角洲の代表理事として町の農業政策や地域の事情に精通している方です。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で12議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第22、同意第3号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第23、同意第4号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第24、同意第5号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第25、同意第6号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第26、同意第7号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第27、同意第8号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第28、同意第9号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第29、同意第10号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第30、同意第11号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第31、同意第12号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第32、同意第13号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第33、同意第14号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◇

○日程第34 意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○日程第35 意見第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

◇議長（石内國雄君） 次に、日程第34、意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第35、意見第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての2議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第34、意見第1号及び日程第35、意見第2号の2議案を一括議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 意見第1号及び意見第2号 人権擁護委員候補者の推薦について一括してご説明申し上げます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦することになっております。

意見第1号で推薦させていただく川端准子氏におかれましては、人権擁護委員として令和2年10月1日よりご活躍いただいております、令和5年9月30日で任期満了となりますが、今後も今までの経験を生かし、ご活躍いただきたく推薦するものであります。

次に、意見第2号で推薦させていただく舛田昌子氏におかれましては、矢島初美氏が令和5年9月30日で退任することから、後任として推薦するものでございます。舛田氏は、玉村町において長年の行政職の経験を有しており、人格、識見高く、地域の信望も厚く、人権擁護委員として適任と考えましたので、推薦するものでございます。

ご審議の上、ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で2議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第34、意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、これより本案に対する質疑を求めます。

12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝議員発言〕

◇12番（笠原則孝君） ちょっと分からないのですが、この人権擁護委員というのはどのような仕事をしているのですか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

人権擁護委員は、人権相談を受けたり、人権の考え方を広めたりということで、例えば町内ですと、学校とかに行って人権の教育とかを積極的に行っていたりしております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案に同意するとの意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案に同意するとの意見とすることに決しました。

日程第35、意見第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案に同意するとの意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕



◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案に同意するとの意見とすることに決しました。

◇

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。11時から再開いたします。

午前10時45分休憩

午前11時再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇

### ○日程第36 一般質問

◇議長（石内國雄君） 日程第36、一般質問を行います。

今定例会には、9名の議員から通告がなされております。

## 一 般 質 問 表

令和5年玉村町議会第2回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	1. クリーンセンターのごみの受入れについて 2. 町の外郭団体等について	笠 原 則 孝
2	1. 玉村町における対話型人工知能（チャットGPT）の利用について 2. 玉村町の「地域の歴史」を後世に残すための取組について 3. 多面的機能支払交付金の活用について 4. 超軽量動力機（ウルトラライトプレーン）不時着のニュースについて	月 田 均
3	1. 新型コロナウイルス感染症に伴う医療・福祉事業所への対応について 2. 多文化共生社会の実現に向けた町の取組について 3. LGBTQ+の方への理解促進の取組について	小 林 一 幸
4	1. 対話型AI「チャットGPT」に代表される生成型AI技術の導入について 2. 水道料金の改定について 3. 町民体育祭の開催方法の見直しについて	新 井 賢 次

順序	質 問 事 項	質 問 者
5	1. 高齢化社会へ向けて、町で取り組むフレイル予防への対策は 2. 健康増進推進事業として、「スポーツの町たまむら」を掲げ、高齢者スポーツ（グラウンドゴルフ等）団体への補助金制度の充実を 3. セブーンイレブン・ジャパンとの包括連携協定における災害時の支援の充実を	備前島 久仁子
6	1. 利根川新橋建設の今後について 2. 新学習指導要領について 3. 水道料金改定について	羽 鳥 光 博
7	1. 特別支援教育の充実とフリースクールの支援について 2. 玉村町の情報発信（ホームページ）について	松 本 幸 喜
8	1. 学校における子どもたちの安全確保について 2. 町民に信頼される町政、環境づくりについて	堀 越 真由子
9	1. 災害時におけば町民の安心安全確保について 2. 老老介護について 3. 8050問題について	高 橋 茂 樹

◇議長（石内國雄君） 初めに、12番笠原則孝議員の発言を許します。

〔12番 笠原則孝君登壇〕

◇12番（笠原則孝君） 皆さん、ちょっと遅いけれども、おはようございます。何分にも午後のつもりだったので準備を一つもしていないところで、取りあえずやりますので、それでは、議長の許しを得たので、12番笠原則孝が一般質問いたします。

今日の新聞を見ますと、玉村町は群馬県内の街の住みこちランキングで、順位をちょっと1個落としてしまったのです。何か9位だったと。やはり1位が高崎市、みんな知っている人は知っているけれども、2位が前橋市、これ3位はちょっと忘れてしまったのだけれども、吉岡町が4位ではないかな。そんなわけで、玉村町が町として、町村のこの県央の部分で全部、榛東村も吉岡町も上になっているのです。だから、これはもう町長に頑張ってもらって、何とか玉村町の魅力をもって、だから住みよいまちとはどうだって貫井さんのときから言っているのです。住みよいまちにすると言っても、だから住みよいまちにする、やっぱりこのところは高崎市、前橋市、次、その次の4番手ぐ

らいに入らないと、ちょっと玉村町も、今までは非常に人口も3万8,000人になったときは平成15年ですか、そのときは次は市ではないかと騒がれたのだけれども、それからちょっとトーンダウンしてしまって、今現在があるということでございます。

それでは、第1の質問に入りたいと思います。クリーンセンターのごみの受入れについてですが、クリーンセンターのごみの受入れは事前に予約が必要であると。土日の受入れについても、勤めに行っている人たちは土曜か日曜日、月に1回しかないので、できればこれを隔週とかにしてもらいたいという意見があります。それについて、市町村によって差があります。その中でちょっと調べてみましたら、藤岡市は事前に予約は不要であります。ほとんど玉村町の周囲では、運転免許証を提示すればいいらしいのです。だから、当日でいいということなのです。そうすれば、それなりに重量とか、いろんな問題で料金がかかると。ただし、びっくりしたのは、藤岡市は重量幾ら持っていても無料なのです。これだけは本当にびっくりしまして、前橋市が200キロまで、玉村町は100キロです。伊勢崎市は免除がありません。もう初めから取られます。

そんなところで、暮らしやすいまちにするには、近隣市町村に比べてごみの受入れとか、そういう生活の状況で、あそこだったら住みやすいよ、子供を育てやすいよというのは、やはり生活の基準としては、ごみが一番必要になってくるのではないかと。だから、この辺をまた町としても考えてもらって、そうしないと、やはりよく見ますと、この間、私もいろいろやったのですけれども、玉村町は比べると業者が多いのです。町民の受入れよりも、業者の車のほうがちょっと多いのではないかと。前橋市なんかは何か2つあって、大きいごみとか業者のごみになると、富士見町のほうへ行くらしいです。普通の一般ごみは六供らしいのです。そんなふうに分けているのだけれども、玉村町の場合は面積も狭いし、人口も少ないからそこまでは無理だけれども、ちょっと業者が多過ぎるなど。この間、いろんなものを積んで行きました。そうしたら、これは農家のあれも少し入っていたのだけれども、これは受けられないということで、中高年事業団を紹介してもらったのです。ところが、車にはもう積んであるのです、荷物が。車には荷物が積んであるのに、運搬賃が2万円だとか、キロ幾らとかがって何だか知らないけれども、1回やってみれば分かりますよって、ちょっとおかしいのではないかと。そのようなことで、これはおかしいと思って、前橋市にはエコとかというのがあるのです。だからそこへ、そうしたら正直な話、そこは受け取ってくれるのです。それはちょっと書類が必要なのですから。そんなので、やはりちょっとオーバーしてしまったり、よく言われるのですけれども、農家の人が間違ってしまうと、農家の資材をちょっと持っていくと駄目だと。では、それは農協に出してくださいと言われると、こういうことなのです。だけれども、農協は年に1回らしいのです、ビニールハウスのあれが。だから、それはやはりそんなのではなくて、もっと玉村町も考えて、できなければどこか他市町村と組んでやるような方法をしたほうがいいのではないかと。思って。

1番については、この予約方法について、ひとつまた考えていただきたいと。あと受付時間、よそは5時までやっているから、4時半までならいいとか、5時ぴったりででも入庫してくれればいいとい

うところがあるのです。ただ、玉村町は4時15分になると駄目なのです。それと、あと重量、持込みの手数料についてもちょっとまた考えていただきたいということが第1番目としまして、次に聞くのが町の外郭団体等について。ちょっとこれ、いろいろ迷うのですけれども、今のところいろいろありますけれども、ぱるだの何だのああいうのは大体分かるのですけれども、町には外郭団体が幾つかありますか。それぞれどのような取組をしているのか、ちょっと伺いたいということが1つです。

2番目に、ちょうどこの間も出ました農協の隣のところ、ハウスセンターのところを借りて今やっていますけれども、魅力発信機構というのと地域おこし協力隊、こういうのがあります。この役割、ちょっと違いがみんな分からないのです。魅力発信機構って何の魅力発信するのだと、例えば移住者を連れてくるとかってなっているのです。今度は、地域おこし協力隊というのは何をやっているのだと。ちょっと聞いてみた話によると、やはりいろんな、重田住宅のあれと違って言っていますけれども、その辺のことを所管の課に聞きたいということと、あとサポート体制はどのようになっているか、補助金等の有無、この辺をちょっと聞きたいと思しますので、以上でございます。

◇議長（石内國雄君） 石川町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） それでは、笠原則孝議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、クリーンセンターのごみの受入れについての質問にお答えします。ご質問いただいた内容について、周辺自治体である前橋市、高崎市、伊勢崎市、藤岡市の清掃施設でのごみの受入れについて状況を伺いました。

まず、1点目の予約方法についてですが、4市の施設は事前予約は必要ありませんでした。それに対して玉村町クリーンセンターでは、ごみの持込みには事前予約をお願いしております。その理由といたしましては、クリーンセンターの受付窓口が門から近く場内も狭いために、同じ時間帯に搬入車両が集中すると、大型車両が頻繁に往来する西側道路が渋滞し、交通事故のおそれがあるためです。

次に、2点目の受付時間についてですが、玉村町と周辺市の施設はほぼ変わりませんが、休日については前橋市、高崎市は受入れを実施しておらず、伊勢崎市は毎週土曜日の午前、藤岡市は第1、第3日曜日の午前となっております。玉村町では、基本的に第1、第3土曜日と第2日曜日の月3回、午前9時から午後4時まで受入れを実施しており、引っ越しや年末の掃除等でごみの持込みが多くなる3月と12月は、さらに1回追加して実施しています。周辺市の施設と比較すると、玉村町は休日の受入れ時間も長く、また土曜日、日曜日の両日受入れを実施しているため、利便性が高いと認識しております。

最後に、3点目の持込み重量とごみ処理手数料についてですが、前橋市は1日当たり200キログラムまで無料、その重量を超えた場合は、その重量に対して10キログラムにつき180円、高崎市は1回の搬入当たり100キログラムまで無料、その重量を超えた場合は、超えた重量に対して10キログラムについて165円、伊勢崎市は10キログラムごとに120円で、藤岡市は1,000キロ

グラムまで無料、その重量を超えた場合は、超えた重量に対して10キログラムにつき220円となっております。

玉村町では、持込み重量について1日当たり100キログラムまで無料、100キログラムを超えた場合は、超えた重量に対して10キログラムにつき132円となっております。無料枠を増やすことでごみ減量意識が薄れてしまう懸念があるため、現状の料金体系を継続したいと考えております。なお、ごみの処理には100キログラム当たり5,000円程度の費用がかかっており、現状の手数料は安価に設定されております。今後は、近隣市の動向を注視しながら、改定についても研究してまいりたいと考えております。

次に、町の外郭団体等についてのご質問にお答えいたします。まず、1点目の町には外郭団体が幾つあり、それぞれどのような取組をしているのかについてですが、まず一般的に外郭団体とは、官公庁の組織の外にありながら、その官公庁から出資、補助金を受けるなどして補完的な業務を行う団体のことを指します。

玉村町では、町として外郭団体の定義や位置づけをしていないため、具体的な団体数は把握しておりませんが、令和3年度の決算書における財産に関する調書では、町が出資している団体が記載されており、この中の玉村町農業公社、玉村町土地開発公社及び玉村町文化振興財団につきましては、一般的な外郭団体の定義に合う団体であると考えます。

また、今回ご質問の玉村町魅力発信機構や玉村町住民サポートセンターぱる等につきましても、町から補助金を受けて運営している団体であり、その業務内容等から外郭団体としての性質を有していると思います。

外郭団体の取組内容につきましては、それぞれの団体の目的によって異なりますが、先ほどの玉村町農業公社は、農地の有効活用や担い手育成を通じた農業の振興を図るため、中間管理事業や農業機械銀行事業、WCS事業等を実施しており、玉村町土地開発公社は、公共事業等で町が必要とする公共用地等の先行取得、管理、処分等を行っております。また、玉村町文化振興財団は、地域住民の文化振興の発展に寄与するため、地域文化の振興に係る事業の企画及び実施、地域文化の振興に係る事業の受託及び協力、玉村町文化センターホールの運営等を行っております。玉村町住民サポートセンターぱるは、住民やNPOの方々が行うまちづくり活動を支援しております。

このように、外郭団体は特定の分野において高い専門性を有し、行政を補完する業務を行っており、町の政策を実現する上で重要なパートナーであると考えます。

次に、2点目の魅力発信機構と地域おこし協力隊へのご質問にお答えいたします。まず、玉村町魅力発信機構の役割についてですが、玉村町ならではの魅力を創出、活用することで、玉村町の知名度を向上させるとともに、玉村町内への交流人口の増加を図り、玉村町の地域産業経済、観光及び物産の発展に寄与することを目的としています。

玉村町総合計画の重点目標である「たまむらの良さを次世代につなぐ」、「笑顔と活気ある地域を

つくり、つなげる」を基に、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の中にも掲げた「地方における安定した雇用を創出する」、「地方への新しい人の流れをつくる」、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する」という政策分野の実現のため情報発信体制の強化を図り、交流人口、関係人口を増やすべく、情報の発信基盤の任意団体として、令和3年3月23日に設立されました。

活動資金についてですが、町単独の運営に係る補助金と、町からの委託業務を請け負う委託費、会員からの会費で運営されています。昨年度の業務実績をお話ししますと、バス旅行の誘致、テレビ、新聞、ラジオ、地方情報誌への出演、情報掲載を行いました。また、町内の魅力的歴史施設やスポーツやレジャースポット、グルメ情報を掲載したガイドマップ「玉村町ちょい寄りMAP」を作成し、町内外の観光スポットに配布をお願いしていますが、補充が追いつかないほどの好評を得ております。

各会員からの依頼対応や、旅行社の誘致の手法、自由な情報発信の内容と手段を持ち、今後も玉村町の魅力を発信していける団体と考えています。

次に、地域おこし協力隊の役割についてですが、その趣旨は、三大都市圏をはじめとする都市部から地方への人の流れの創出を図ることです。

制度の概要は、都市地域から過疎地域への条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱します。隊員は、一定期間地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域公共団体が抱える課題に対して地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取組を行っております。

実施主体は地方公共団体となりますが、総務省の支援が入り、国からの特別交付税措置が隊員1人当たり年間上限480万円まで受けられます。この制度が始まった平成21年度では、全国で89名だった地域おこし協力隊員ですが、令和4年度では6,447名にまで増え、総務省では令和8年度までにその数を1万人にまで増やす計画を掲げております。

人口減少や少子高齢化が進む中で、玉村町におきましても地域の活性化を促進するために、この4月に2名の地域おこし協力隊員が着任いたしました。1名は、国登録有形文化財重田家住宅を活用しながら、食を通じた地域の活性化を目指すことを目的とした隊員で、前住地は東京都です。生涯学習課文化財係も一緒にイベントを協働するなど、活動をサポートしていきます。

もう一名は、玉村町への移住や都市部との2拠点生活を促す活動を目的とした隊員で、前住地は奈良県です。企画課魅力発信係とブランド推進係も、東京での移住促進相談会へ一緒に参加するなど、その活動をサポートしていきます。

今や元気な自治体には、必ず地域おこし協力隊がいるとまで言われております。地域おこし協力隊は、あくまで個人での活動ですが、町民や関係者をも巻き込み、その活動の輪が広がっていくことが期待できます。外部からの目線を見て玉村町に魅力を感じ、その可能性を信じて移住してきてくれた

隊員たちですので、我が町に新しい風を吹き入れる必要不可欠な人材になっていただけたらと思っております。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝議員発言〕

◇12番（笠原則孝君） 今、町長の説明を聞きましたけれども、ちょっと話の中で、魅力発信機構と地域おこし協力隊が一緒になってしまったような説明だったのですけれども、その点はどのようなのですか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） お答えいたします。

魅力発信機構につきましては、玉村町の魅力を外部へ発信していく、そうしたことが主な業務内容の目的となっております。

一方で、地域おこし協力隊でございますけれども、こちらはある特定の課題につきましては、三大都市圏等から玉村町に住所を移していただき、活動をしていただいております。現在ですと、玉村町の重田家住宅を活用して、食を通じた地域の活性化を目指すということの目的で1名、そしてもう一名は玉村町への移住や都市部との2拠点生活を促す活動を目的とした隊員ということで1名、それぞれがその課題のために活動を行うということ。一方の魅力発信機構につきましては、玉村町全体の魅力を外部に向かって発信していく、そういったことも行っているということでございます。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝議員発言〕

◇12番（笠原則孝君） 今説明を聞きましたけれども、魅力発信機構、これは先ほど言った総務省のほうから出ているお金は出ていないのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） 魅力発信機構につきましては、町の財源で補助金を出させていただいているというものでございます。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝議員発言〕

◇12番（笠原則孝君） この間、何か町の広報紙で、このところがちょっと分からないけれども、それが地域おこし協力隊なのですね、これは総務省のほうで。たしか両方で1,000万円近い金だったかな、四百何万円って言っているから。いいのか聞いてみたら、何かこれは町ではなくて、報酬の支払いは国のほうからだというのだけれども、そのとおりでよろしいのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

[企画課長 齋藤 恭君発言]

◇企画課長(齋藤 恭君) 地域おこし協力隊のお金につきましては、国からの交付税措置がされるというものになります。

◇議長(石内國雄君) 12番笠原則孝議員。

[12番 笠原則孝議員発言]

◇12番(笠原則孝君) 分かりました。

それで、地域おこし協力隊、これは玉村町の間人ではなくて、今聞いたら東京都と奈良県の人で、東京都と奈良県では玉村町のことがどこまで分かるのかなという感じなのですが、それで地域おこしのほうはそういうわけで、これは恐らく国の応募か何かによって来た人ではないかと思うのですが、逆に今度は魅力発信機構のほうは、これは玉村町の在住の人なのですか。

◇議長(石内國雄君) 企画課長。

[企画課長 齋藤 恭君発言]

◇企画課長(齋藤 恭君) 魅力発信機構でも、今現在、職員として働いております職員おりますけれども、その方は玉村町に在住の方でございます。

◇議長(石内國雄君) 12番笠原則孝議員。

[12番 笠原則孝議員発言]

◇12番(笠原則孝君) では、魅力発信機構のほうは玉村町のほうのあれで、一応補助金を得ているという、こういう解釈でいいのかな。それと、今度地域おこし協力隊、こっちのほうはどっちかという応募のほうで、先方が希望して玉村町に来たのだから何か分からないけれども、そんなわけで玉村町へ来て、今聞くと重田住宅の、この間も新聞に出ていましたけれども、ヒマワリを植えたり何なり、それとか中でいるんなこと、琴のことをやったり、そのような活動で、どちらかという逆にか、こっちが玉村町の魅力を発信することが多いのではないですか。これは逆ではないかなと思ったのですが、その点、課長どうなのですか。

◇議長(石内國雄君) 企画課長。

[企画課長 齋藤 恭君発言]

◇企画課長(齋藤 恭君) 先ほど申し上げましたように、地域おこし協力隊、この方々は特定の課題に対して、町の外部から玉村町に住所を移して活動していただいているということで、お一人は先ほどご質問いただきましたように、重田家住宅を活用して食を通じた地域の活性化、もう一人につきましては、玉村町への移住、あるいは都市部との2拠点の生活、そういったものの活動を促すという特定の課題に対して活動を行っていただける方々となっております。

◇議長(石内國雄君) 12番笠原則孝議員。

[12番 笠原則孝議員発言]

◇12番(笠原則孝君) 今聞きました移住のほう、促してやっているということだけれども、幾ら



か移住のほうの成果は出たのですか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） 現状でございますと、4月に赴任をしていただいた方ということで、こちらにつきましては奈良県からということでございますので、玉村町の現状がこんな状況だということにつきまして、今、担当職員も含めて理解をしていただいているというような状況でございますので、成果といったものはこれから出てくるものというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝議員発言〕

◇12番（笠原則孝君） 町としては、今私が質問した魅力発信機構と地域おこし協力隊、この2つの団体を使って、町の魅力を町外に発信してこれからやっていくと思うのですが、期待度というのはどのくらいあるのですか。まだなっばかりなのだけでも、大分そういって、幾らか上毛新聞の玉村町の欄に載っているかなというような感じなので、まだ一般住民に対してはほとんど知られていないのです。ぱるは幾らか知られているかなというくらいで、この2つのほうはちょっと知られていないので、この辺はどのようにしてみんなに周知していくようにしていきますか、ちょっと伺いたいのですが。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） 今年度から着任した2名につきましては、4月からということでございますので、なかなかなじみが薄いという点もあるのかと思っております。

これから活動を続けていくに当たりまして、地域の皆様にもご理解いただけるように努力させていただきたいということで取り組んでいるところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝議員発言〕

◇12番（笠原則孝君） ちょうどお昼前で終わらせなくてはならないので、たくさんあるのですが、取りあえず今日はこのくらいにしておきます。

---

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。11時35分に再開いたします。

午前11時26分休憩

---

午前11時35分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

---

◇議長（石内國雄君） 次に、6番月田均議員の発言を許します。

〔6番 月田 均君登壇〕

◇6番（月田 均君） 議席番号6番月田均です。議長の許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問を行います。

2020年2月1日、ダイヤモンド・プリンセス号の乗客に新型コロナウイルスの感染が確認されてから、トップニュースは新型コロナウイルス関連が多くなりました。その約2年後、2022年2月、ロシアのウクライナ侵攻が始まった。ニュースには、ウクライナ関連が追加になった。そして、今年4月中旬からは、この2つのニュースに加え対話型人工知能（チャットGPT）に関する事項が度々登場するようになった。そして先月中旬からは、特に増加しているように感じます。

そこで、第1の質問、玉村町における対話型人工知能（チャットGPT）の利用についてお聞きします。対話型人工知能（チャットGPT）は、人間の質問に対し、まるで人間のように自然でクオリティの高い回答をしてくれる。一部の自治体では、試験運用を開始していると聞く。政府の機関でも積極的に活用しようとする動きが出ている。政策立案や議会答弁への回答を想定しているようです。このチャットGPTなどの対話型人工知能については、あらゆる業務を効率化するという意見や、個人の情報の不正収集、誤情報の拡散のおそれがあるなどの警戒感もあります。玉村町は、このチャットGPTなどの対話型人工知能の利用について、どのように考えているか伺います。

第2の質問、玉村町の地域の歴史を後世に残すための取組について。2月中旬の新聞に、伊勢崎市宮前町の住民有志が、冊子「宮前町の歴史」を発刊したとの記事がありました。興味を持ったので、編集に携わった人に話を聞いたところ、発刊の理由は次のように話していました。宮前町は、過去80年ほどで大きく変化した。戦前は農村地帯、戦後、昭和20年頃から伊勢崎銘仙の生産地として栄え、その後、生活スタイルの変化の影響を受け急速に衰退。そして、980年頃実施された区画整理事業で住宅地へと劇的に変化した。この町の変化の中で、貴重な文化財、記録や情報を今残さねばという思いで作成したとのことでした。

玉村町の各地域においても、宮前町と同じようにこの50年間、土地改良、そしてバブル時代を経て、農村地帯は商業、工業、住宅地へと大きく変化し、町の中も変わった。この変化の歴史をまとめ、整理して後世に残すことは、私たち年代の務めだと感じました。この作成に積極的に取り組む時期だと思いますが、町はどのように考えますか。

続いて、第3の質問、多面的機能支払交付金の活用について。麦秋の季節から麦刈り、そしてこれから田植の季節、玉村町の農業が最も活気づく季節です。ところで、農業関係の予算で多面的機能支払交付金というのがありますが、この制度についてお聞きします。この制度が開始されたのはいつか。その目的、活動組織はどうなっているか。この交付金はどのような事業に使われているか。この交付金事業に対し、町から具体的要望を出しているか。

続いて、第4の質問、超軽量動力機（ウルトラライトプレーン）不時着のニュースについて。3月

16日の新聞に、12日午前9時15分頃、伊勢崎市内の場外離着陸場を離陸した超軽量動力機のエンジンが飛行中に停止し、玉村町の利根川河川敷に不時着したため、運輸安全委員会が航空機重大インシデントとして調査官を派遣し、詳しい原因を調べているとの記事があった。昨年9月の事故、また10年ほど前にも東部スポーツ広場近くの利根川河川敷で不時着事故があったと聞く。不安を感じている住民もいる。今回の事故はどこで発生し、どのようなものであったか町は把握しているか。

また、超軽量動力機の運航基準（飛行区域、飛行計画の承認、機体整備、パイロットの資格など）はどのようになっているか。さらに、その基準は守られているか。

以上で第1回目の質問を終わります。

◇議長（石内國雄君） 石川町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 月田均議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、玉村町における対話型人工知能（チャットGPT）の利用についてのご質問にお答えいたします。チャットGPTなどの生成AIは、ネット上のデータを学習したAIで、人間の質問に対し違和感のない自然な文章を回答するシステムです。文章作成や文章の要約、誤字脱字の校正、キャッチコピーやアイデア出しなどの作業支援に活用される可能性があるので、例えば、何々というイベントのキャッチコピーを10個を考えてと質問すると、学習したデータから回答が表示され、これを原案に考えることで負担軽減につながるということです。

反対に、何々について教えてという知識を得るような質問は不得意で、学習したデータを組み合わせた架空の内容を回答することもあります。そのため、幾つかの自治体で試験運用を開始している一方、個人情報等の流出や、回答に間違いや著作権に関わるものが含まれるなどのリスクもあり、使用禁止など慎重に対応している自治体もございます。

生成AIの使用方法としては、人に代わるものではなく、あくまで素案を示してくれる手段であり、学習データから文章の続きを確率的に推測して答えるだけなので、間違っていたり、他人が作成した文章を自分で作成したものとして利用してしまうリスクがあります。学習データもネット上に限るため、偏りや間違いもあり、そのまま公文書や公開文書としての利用はできません。

先日、チャットGPT開発元のオープンAIのCEOがアメリカ上院公聴会で証言した中に、こういったリスク軽減のためには、政府による規制、安全基準が必要だと述べておりました。国からは、「ChatGPT等の生成AIの業務利用に関する申合せ」という通知が5月8日付で地方自治体に発出されました。

一部を抜粋して読み上げますと、生成AIをめぐる技術革新は、様々な利点をもたらす一方、プライバシーや著作権の侵害など新たな課題が生じるとの見方もある。課題や規制の在り方に関しては、国際的にも議論が行われているところ、そうした議論の動向を見極めつつ、生成AIに関する実態の把握に努め、適切な措置を講じていく必要があると述べております。また、必要十分なセキュリティ

一要件を満たすことが困難であることから、原則として要機密情報を取り扱うことはできない。要機密情報を含まない場合でも、利用には組織の規則にのっとり、承認を得る手続が必要と関係省庁に周知しております。

今後の生成A Iの利用については、独自のガイドラインを検討し始めた自治体もあり、他自治体の検証状況や国の環境整備などの対策を見極めつつ、有用なデジタルツールの1つとして、今後も活用方法を研究していきたいと考えております。

次の玉村町の地域の歴史、これを後世に残すための取組についてのご質問は教育長からお答えいたします。

次に、多面的機能支払交付金の活用についてお答えします。まず、1点目のこの制度が開始されたのはいつか、その目的、活動組織は、についてですが、多面的機能支払交付金の制度は、農地・水・環境保全向上対策をはじめとし、平成26年度に名称を多面的機能支払交付金に変更し、平成27年度より法制化され、農業者と地域住民が農地、水路、農道などの地域資源を共同活動で保全管理している活動組織に交付金を交付する制度です。

農村の自然環境や景観などの農業資源を守るためには、農業者だけではなく、地域住民等が幅広く参画した地域共同活動を普及することが必要であり、地域の共同活動を通じて、農業、農村の有する多面的機能の維持及び発揮を図ることを目的としています。活動組織は現在12組織あり、玉村町内の農振農用地の83.9%をカバーして活動に取り組んでおります。

次に、2点目のこの交付金はどのような事業に使用されているかについてですが、多面的機能支払交付金制度は、農地維持支払いと資源向上支払いに区分されます。農地維持支払いは、農業者等による組織が取り組む農地周り、水路、農道の草刈りや堀さらいなどの多面的機能を支える共同活動を支援しています。資源向上支払いは、地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成など、農村環境の良好な保全をはじめとする共同活動や、水路などの補修、更新による長寿命化のための活動を支援しています。

最後に、この交付金事業に対し、町から具体的な要望を出しているかについてですが、活動組織は施設の点検や機能診断を行い、農地周り、水路、農道の草刈りや堀さらいなどの活動計画を策定して自主的に活動を実施しています。ただし、水路の軽微な補修などで活動組織でも対処が可能なものがあった場合などは、町から活動組織に対応をお願いすることもあります。

いずれにいたしましても、活動組織は地域資源の保全活動を自発的に行う組織でありますので、町としては、今後も国、県、関連団体と連携して活動組織へ支援をしていきたいと考えております。

次に、超軽量動力機（ウルトラライトプレーン）不時着に関するご質問にお答えします。ご質問いただいた超軽量動力機は、1人または2人乗りで、操縦者が着座姿勢で飛行できる着陸装置と動力装置を装備した簡易な構造の航空機をいいます。一般には、ハンググライダーにエンジンを搭載したものや自作航空機、ジャイロプレーンなどを指します。

超軽量動力機は、飛行を身近に楽しむことができますが、2001年から2021年までの20年間に、全国で55件の事故が発生しています。また、2022年には8月から11月にかけて4件の事故が発生し、2名が死亡、3名が重傷となっていて、重大な被害を伴う事故が続いています。

本年3月12日に発生した事故については、国土交通省において航空事故と認定し、現在も調査中とのことです。現在まで分かっている事故の概要は、国土交通省交通局のホームページに掲載しておりますが、事故等の種類は、飛行中に発動機の継続的な出力の損失とあり、当該機は3月12日9時14分頃に群馬県伊勢崎市内の場外離着陸場を離陸し、飛行中、佐波郡玉村町付近においてエンジンが停止したため、玉村町内の河川敷に不時着したとのことです。死傷者はありませんが、引き続き調査中となっております。

超軽量動力機には、一般の飛行機に必要な耐空証明や操縦者の技能証明は必要ありませんが、事前に航空法に基づく3つの許可を取得することが必要となります。1点目は機体の安全性の許可、2点目は操縦者の技量等の許可、3点目は離着陸場所の安全性等の許可です。

操縦者は、3つの許可を得た上で、出発地から3キロメートル以内の飛行範囲や、市街地上空の飛行禁止などの条件を遵守しなければなりません。また、離着陸場所の管理者は、許可取得の状況を確認することが求められています。

超軽量動力機の運航基準について、飛行区域は先ほどお答えした出発地から3キロメートル以内で、かつ市街地上空の飛行が禁止となります。飛行計画については、超軽量動力機が飛行する場合は不要です。機体整備は自らが行いますが、最短で2か月ごと、最長でも12か月ごとに機体の安全性の許可申請を行い、許可が必要となります。

パイロットの資格につきましては、超軽量動力機の飛行には、一般的な飛行機の操縦に必要な事業用操縦士や定期運送用操縦士の資格は必要なく、先ほどお答えした操縦者の技量等の許可が必要です。操縦の許可を得るためには、安全管理者や操縦指導者の資格者による技量認定などを受けた上で許可申請を行い、許可を得なければなりません。なお、この許可は1年ごとに更新しなければなりません。

基準が守られているかとの質問でございますが、超軽量動力機の飛行に関しては、国土交通省航空局の所管となりますので、町では詳細について把握しておりませんので、お答えすることはできません。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 月田均議員のご質問、玉村町の地域の歴史を後世に残すための取組についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、伊勢崎市宮前町の住民有志が令和4年10月に「宮前町の歴史」を発刊されました。この冊子には、80年の宮前町の変遷が分かりやすくまとめられており、この地域の歴史を後世に残すためのすばらしい冊子であります。

玉村町では、令和3年度に角淵区住民と玉村歴史塾及び群馬県歴史資料継承ネットワークが協働して、昔、村であった角淵を対象に、その歴史を調査し、結果を「大字誌角淵」として刊行しました。この冊子は、角淵区に毎戸配布され、区の住民に角淵の歴史を知っていただくよい機会となりました。

群馬県歴史資料継承ネットワークは、群馬県の歴史資料次世代継承事業として、歴史資料防災啓発テキストの編集、刊行や古地図を活用した地域学習活動の支援などの活動を行っている団体で、大字誌プロジェクトにも取り組んでいます。

また、町としては、令和4年度の歴史講座に「大字誌のススメー『大字誌・角淵』の取り組みから一」と題して講演会を行いました。講師は、群馬県歴史資料継承ネットワーク代表で群馬県立女子大学群馬学センター教授でもある築瀬大輔さんが務め、大字を研究することの重要性についてお話をいただきました。

玉村町の地域の歴史を後世に残すための取組については、その地域の住民が主体となって取り組むことが何よりも重要であります。教育委員会といたしましては、住民が日々暮らす地域の歴史に関心を持てるよう歴史講座を開設したり、玉村歴史塾や歴史資料館等関係団体と協力しながら、地域の歴史を後世に残す機運の醸成や取組への支援に努めてまいります。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） では、自席から質問させていただきます。

まず、チャットGPTなのですが、群馬県でも大分各市町村で動いているのですけれども、具体的にどの辺まで、どんな市町村が検討に入っているか分かりますか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） まず1点目、藤岡市さんにつきましては活用をしていきたいということで取組を進めているというようなことを伺っております。

そのほか前向きに取り組んでいきたいというような、これは主には市部が多いようでございます。一方で、慎重というような自治体もあるという状況でございます。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） このチャットGPT、初めて教えてもらったのは、実は副町長にこういうのがあるよって言われたことがあって始めたのですけれども、副町長、これ使っているか、たまに使っているのかなと思いますけれども、使ってみていいなと感じたところはどんなことなのでしょう。

◇議長（石内國雄君） 副町長。

〔副町長 萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君） 私は、携帯のスマホで、ラインから入るチャットGPTをたまにですけれ

ども、使っております、参考になるなと思うのが、例えばちょっと挨拶文を考えてくれというふう  
に打ちますと、挨拶文が出てくるわけです。ただし、外国でつくったものですので、出だしが尊敬す  
る何々と最初に出てくるわけです。ただ、中身は参考になる部分がありまして、そのままそっくり使  
うということをしたことはありませんけれども、ある程度、参考程度ということで使わせていただき  
ました。

あと、例えば人生相談で友達との人間関係で悩んでいますよとか、こう打つと適切な対応の仕方が  
返ってきたり、お客さんと今もめているのだけれども、どういう対応をしたらいいですかという質問  
に対してもいいデータが、なかなか参考になるのが返ってくるということでございます。ただし、検  
索機能については、チャットGPTはあまり優れておりませんので、ほかのマイクロソフトのビング  
とか、そちらのほうが優れているということでございます。ですので、現段階ではいろんなリスクが  
あります。偽情報であるとか、守らなくてはならない個人情報、プライバシー、人権、そういったも  
のありまして、民主主義の価値観であったり、そんなものもいろいろ国際的に制限をかけないと、  
なかなか使うのは難しいと思います。ただ、利点もかなりありますので、あくまでも参考程度に使う  
というのは、今のところいいのではないかと考えております。

今日、上毛新聞に掲載されておりましたけれども、アメリカのニューヨークの裁判所で、原告の弁  
護士が準備書面をチャットGPTで作ったら、架空の判例が6件その中であって、これは裁判所が前  
代未聞だということで、その弁護士に対する懲戒を検討しているということです。ですので、チャッ  
トGPTには偽情報もあるということです、十分注意が必要だと思います。

なお、その弁護士がチャットGPTに、この判例は本当かと聞いたところ、実際の判例だと返って  
きたということで、実際は架空で存在していない判例だったということでございますので、十分利用  
に当たっては注意が必要と考えております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 実は私、町でちょっと問題が出たので、その問題の解決に使ってみました。  
どういう問題かという、利根川と烏川の合流地点にある三本松が枯れていたのですが、2年前に新  
しく植えてもらって、順調に育っていて喜んでいたのですが、去年の秋くらいから松の枝が折られ始  
めたのです。どんどん、どんどん折られる数が増えてきて、今年の2月に行ったときには、私の胸の  
下ぐらいの枝がなくなってしまったということで、もういたずらにも程があるということで、4月に  
入って町のほうに調査を依頼しました。3週間くらいたってからかな、回答が来たのです。町の回答  
というのは、これは鹿が松の枝を食べたという話なのです。本当かなという気がしまして、町のほう  
は鹿の毛がついていたとか言うのですが、ちょっと私自身不安なので、どうかということでチャット  
GPTに聞いてみました。鹿は松を食べますかって聞いた。そうしたところ彼は、一般的に鹿は松を  
食べません。ただし、冬の餌不足のときに食べることがありますという回答だったのです。そういえ

ば、三本松の近くには角の生えたでっかい鹿がいるとか話は聞いていましたし、3年ほど前に国土強靱化法ということで、川に生えている木を全部切ったのです、利根川も烏川も。となつて、鹿が食べるものがなくなってしまったのかなということ、いや、町の回答が正しいのかなということ、私の感触としてはA I チャットG P Tは結構使えそうだなという感じを受けたのですけれども、ただ、先ほど副町長が話ししましたが、A Iの専門家で不安視する意見があるのです。

5月30日、今週の火曜日の全国市の新聞に、次のような記事が載ってたのですけれども、大学教授ら生成A Iに懸念、インターネット上のいかなるデータが使用されたのか不明のまま生成された文章が拡散される危険がある。その回答はもっともらしく見えるため、おいしい毒リンゴとして情動的な健康を侵害し得るということで、非常に不安というか、専門家からすれば非常に不安な問題があるということだったのです。ただ、私は思うのですけれども、非常に使い勝手がいいです。私が言ったことに対してちゃんと答えてくれるし、本当に人間のように答えてくれるということで、使うなと言われても使ってしまうなという感じがしました。この間の火曜日に図書館行って、「ニュートン」にもやっぱり生成A Iのことが第1面に載ってたのですけれども、「ニュートン」なんかはどんどん使えというような雰囲気を書いてありましたけれども、この辺に関しては、他の市町村で使っているところがあると。何か横須賀市の市長さんは、友達のような感じとか、秘書のようだって書いてありまして、大賛成という感じだったのですが、やはりこの辺に関しては、町も至急、研究段階に入るべきだと思ったのです。よその自治体では、職員に使わせてアンケートを取るということもあるのですけれども、そういうことをするまでもなく、私は思うのですけれども、副町長が先頭に立って、この辺のいい点、悪い点、問題点、どうするかということのを至急検討に入ってもらって、町としての考えをまとめる方向が私はいいと思うのですが、その辺、副町長どう考えていますか。

◇議長（石内國雄君） 副町長。

〔副町長 萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君） このチャットG P T等の生成型A Iについて、利用したほうがいいのではないかというご意見ですけれども、リスクもかなりありますので、その点を注意しながら研究を進めていきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 至急始めてもらいたいということです。

チャットG P Tで、私はもう一つ聞いてみたのです。玉村町議会議員、月田均ってどんな人って聞いたのです。そうすると、チャットG P Tは情報がありませんというのです。先ほど副町長が言っていたビングというマイクロソフトがやっているチャットG P Tなのですが、それは月田均というのは、議会運営委員長をしていると、あと広報委員長をしているって書いてありました。私は、議会運営委員長はしていないし、ただ議会運営委員です。2年前までは広報委員長をやっていたので、ある意味



で合っている。そういう人だって出てくる。

もう一つ、たまたまスマホを見ていたら、スマホの一番後ろにAI博士というのがあったのです。初めて使ってみて、そこに聞いてみました。月田均ってどんな人って言ったら、結構細かく出ていまして、私もこんなところまで見ているの、ネットの情報ではないような情報が書いてありまして、ちょっとぞくぞくとして、あと先輩議員もちょっと入れてみました。悪いことは書いていないのですけれども、うん、そのとおりでなということで、チャットGPTにもいろんなものがあるからなのですが、この辺はやはり避けて通れないところなのかなと。何せ便利ですよ、非常に回答がスムーズに出ていると。私がいつも感心しているのは、私の分りにくい一般質問に対して、町が非常に分かりやすく、理論的に答えてくれると、ああいうものが同じような感じでチャットGPTが答えてくれるということなので、便利というか、恐ろしいというか、一生こういうものと付き合っていくしかないのかなということで覚悟しているところなのですけれども、早めにそういうことで町のほうも、使う使わないは別として、どういうものだと、利点、欠点というのを確認していってもらいたいと思います。

次に、2番目、地域の歴史作成ということでお願いしました。町も取り組んでいるということだったのですけれども、これが「宮前町の歴史」という冊子なのです。こう見ると、写真とかいっぱい使っていて、角渕の「大字誌角渕」と比べると、そんなに難しくない、我々一般の人が理解できる内容で、見た人が非常に興味を持つということで、地元の有志的な人が作る資料というのはやはりプロが作る資料と違って、またそれなりによさがあるかなという感じがしました。これは角渕も使っているのですが、伊勢崎市にもあるようですけれども、ほかの地域でこういった活動というのは行われているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 地域の歴史をそういった冊子に残す活動というのは、阪神・淡路大震災や東日本大震災によって地域の歴史が失われたという事実があり、日頃から地域の歴史を大切にしていこうという動きが活発になりました。

先ほど教育長から答弁があった群馬県歴史資料継承ネットワークなどはその1つであり、こういったネットワーク、2021年の情報ですが、全国で31か所に歴史資料ネットワークが設立されています。全国的にも、こういった大字誌のような地域の歴史を残す事例が増えているようであります。

群馬県内では、群馬県の歴史資料継承ネットワークが第1弾として、「大字誌角渕」をつくりました。この団体における勉強会につきましては、前橋市の東上野町で第2弾として開始しているところであるということです。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 難しいというか、そういう団体があるということで分かりましたけれども、なかなかその人が、私のいる下之宮まで来て調べてもらうということは何か難しいなという感じがしたのですけれども、やはり私は思うのだけれども、歴史講座とか、区長さんの会議なんかありますけれども、そういったところで、よその地域ではこういうものを作っているよという話で、皆さんの地域、大字の地域だと思うのですが、そういうところで、こういうものを作ったらどうかという話をしてもらえばいいと思うのですけれども、そういう話はできますか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 月田議員がおっしゃるとおり、自分が暮らす地域の歴史を知り、自らが暮らす地域に愛着を持っていただくということは、総合計画のキャッチフレーズにもある「暮らすなら、ここがいい。」ということになる第一歩になるのではないかと思います。

その1つとして、大字誌を後世に残すことは大変意味があると思っていますので、これからも歴史講座、生涯学習の場など、様々な機会を捉えて、そういった雰囲気をつくっていきたいと考えます。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 分かりました。その地域で、大字クラスでこういう資料ができたとして、こういう本も当然発行したいと思うのだと考えるのだけれども、そういうときの費用とか、そういうものは町のほうでは支援はしてもらえるのですか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 今のところ、補助金とかそういうのはありませんが、これまでの事例につきましては、群馬県の地域振興調整費補助金を使ったものの事例、そちらの宮前はそうなのですけれども、それと角淵などは文化庁文化芸術振興費補助金というものを使って冊子を作っていますので、そういった補助金等の紹介等もできると思いますので、それでやっていきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 分かりました。私なんかも現役のときは、こういうものには全く興味はなかったのですけれども、仕事を離れて何年かたつと、自然とこういうものに興味を持ってきて、やはり私なんかの年齢前後の人と話してみると、みんなそういうふうに、そうだ、そうだというのです。だから、皆さん思っているけれども、何かのきっかけがないとスタートできないという感じがするので、その辺、町のほうで何かきっかけを考えてもらいたいというのが私の希望です。

次に、多面的機能支払交付金についてお聞きしたいのですけれども、これは昔は、今から十何年前

に農地・水という組織があって、私も半年ぐらい応援したことがあるのですが、平成26年に始まったということなのですが、もう少し前から農地・水というのはやっていたのですか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 武士浩之君発言〕

◇経済産業課長（武士浩之君） 農地・水がそもそものスタートということで、この26年度には名称変更を行ったということです。現在、この多面的機能支払交付金という名前になっているのですが、以前から農地・水という言い方のほうが皆さんの通りがいいかなと思います。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） その中で、私なんかはメインに草刈り、あとは水路に落ちた、当時テレビなんか水路にあって、そのテレビを片づけたりした記憶があるのですが、仕事をやってみてよかったのは、草刈り機で草を刈ると、さあっと切れるのです、草が。非常に気持ちがよかったというような記憶があるのですが、ひとつ反省とすれば、当時、今もそうなのですが、田んぼの中を歩いてみるとペットボトルだとかパンの袋だとか、ああいうものがいっぱい散らかっているのです。農地・水で参加しながらのだけでも、私なんかはそういったものを片づける仕事はほとんどしなかったということなのです。例えば、役場の職員が朝出てきたときに、自分の机の上に誰が飲んだか分からないようなペットボトルの残りが置いてあったり、パンの袋があったりすると、やっぱり仕事をする気がなくなると思うのですが、農家の人も同じなのです。田んぼの中にペットボトルが転がっていたりなんかして、そこを構わずトラクターで運転しているような雰囲気もあるのですが、より農業支援ということでいろいろ考えて交付金も払っているようなのですが、それと同時に、やはり農家の仕事をする人のモチベーションを上げる活動って私は必要だと思うのです。田んぼの中にペットボトルがあったり、水路にペットボトル、瓶、缶が流れていたりしたのでは、やはり農業をしていこうという気には、モチベーションが上がってこないということで、その辺を多面的機能支払交付金の中の1つのテーマとして、こういうものは片づけてくれというふうに私は入れたほうが良いと思うのです。

角淵の水辺の森のショウビン沼か、あそこなんかごみ取りに行くのですが、1週間に2回行ってもフィルターにいっぱい詰まっています。だから、本当に一生懸命片づけないと田んぼの中がきれいにならないということなので、やはりそれなりの費用、金額も支払っているわけだから、大きなテーマとして農地のごみを優先的に片づけてくれという、そういう要求を町も出していいと思うのですが、それ出せますか、聞きたいのですが。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 武士浩之君発言〕

◇経済産業課長（武士浩之君） ごみが多かったりとか、ペットボトルという今お話があったと思う

のですけれども、活動は基本的には、基礎的な活動というのがありまして、先ほど話があった草刈りだとか水路の堀さらい、軽微な補修、もっと言えば水路の改修なんていうことをやっている組織もあります。

この中で、自分の田んぼ周りだったり、その活動の中だったりとかというときに、ペットボトルだけ持ち帰らないということは、基本的にはないというふうに思っています。それが、清掃の中であまりきれいになっていないという地区があるのであれば、そういう基礎的な活動をもう少しやってくださいというのは、ふだんからその組織のほうにはお話をさせていただいております。草刈り、堀さらいの中で、ペットボトルだけ拾うというような活動はちょっとないのですけれども、この基礎的な活動の中で、地区をきれいにしていきたいと思いますということは、特に言うことは問題ないかなというふうに思っています。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 確かにそうなのですけれども、要は田んぼの中の道を歩いてみて、本当にごみが多いのです。要は、どういうごみかという、やっぱりそこを歩いている人とか車を運転して人が投げていくということなので、誰もそういう仕事はやりたくないのです。草を刈るのは気持ちがいいけれども、誰が捨てたか分からないようなごみなんか片づけたくない、そのままいつているということなので、清掃ということだけで農地・水をやっている人をお願いしたのでは、なかなかやってもらえない。やはり具体的に、田んぼの中にペットボトルとか瓶、缶とかありますから、それをきれいにしてくれという指示を出したほうが私はいいと思う。私もよくやったのは、草刈りと水路の泥上げです。ああいうのはやっぱりやる、シャベル持って行って。ただ、出た泥の中にペットボトルがあつたって、そのまま道の横に置いておく。角淵のショウビン沼のところを見てみても、あそこのほうがちゃんと農・地水で角淵とか上之手はずっとやっているわけだから、あれだけ毎週2回もいっぱいごみが出る、ペットボトル、要するに人が捨てたものです。出ているということは、やはり草は刈っている、水路の泥なんか上げていられるかもしれないけれども、そこまでそういうところはやっていないなという感じを強く受けます。やはりその辺をもうちょっとできないかなということなのです、私が聞きたいのは、どうですか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 武士浩之君発言〕

◇経済産業課長（武士浩之君） 組織の活動の中で、大字のどこどこということの全部を多面的組織でやっていくというのは、無理だろうというふうに思っています。

その中で、特にやらなければいけないところをやっていただいて、多面的組織だけでなく、地区であつたり、役場であつたり、関連団体、いろんな組織の中で、その地区をきれいにしていこう、よくしていこうという、その役割をやっていく組織の中の1つというふうに考えてもらって、多面的だけ

で全部をやろうというのはちょっと難しいかなと思いますが、そういう思いというのは、お話ししていきたいなとは思いますが。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） その思いをよく伝えてください。私なんかの下之宮は、長寿会がごみは拾っている。でも、やっぱり田んぼの中にはいっぱいごみがあるということで、ただ、多面的機能支払交付金の活動組織は一生懸命やっているけれども、下之宮も一生懸命やっているけれども、そういったごみを拾ったためしはないような感じなので、やはりもう一度強く要請してください。

次に、ウルトラライトプレーンの件なのですけれども、今説明がありましたけれども、玉村町のどこで事故が発生したかということをお聞きしたので、にもかかわらず先ほどの回答はそうではなくて、玉村町の利根川河川敷で事故が起きたということだけであって、利根川の河川敷のどこということとは分からないのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

こちらにつきましては、役場として何か報告を受けるということは特にございません。消防署のほうに聞きましたところ、昨年9月の事故の報告書と3月の報告書を2つ頂きました。

発生場所については、昨年9月のものについては五料の1059-1ということで報告のほうをいただいております。また、3月のものにつきましては五料の1025-1という、そういったことで報告のほうをいただきました。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 3月は、五料の1025-1ということですか。具体的にどこかって、私、番号を言われても分からないので。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 活動状況図というものを消防署のほうで作っておりますので、そこらにはどこということである程度の場所は書かれておりますけれども、いずれにしても役場のほうでその報告を受けるということは基本的にはございませんので、どこで、例えば河川敷のどの辺りって言われても、今こちらのほうでお答えすることができないということでご理解いただきたいと思っております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 実はこの事件が起きたときに、2月、3月か、町に聞いても分からなかったです。実は、これ新聞記事だから新聞社に聞いてみた。そうしたところ、いや、事故の報告を国土交通省か何かに聞いたので、それを記事にしたということだったのです。だけれども、どこで出たか分からないようなのでは困るよという話をした。そうしたら、では調べますよということで、新聞社が調べてくれた。結論は、なかなか回答できない。今新聞紙上にある以上のことは、回答はできないのだという話だったのです。私も非常に疑問を持ったのですけれども、それなので、町が聞けばきちんと教えてもらえるのではないかなと。だって、利根川河川敷っていえば下之宮のほうもあるし、小泉もあるし、五料もあるし、随分広い。そこで、どこで起こったか分からないようなのでは困るので、聞いた。今の話だと、五料の1025—1という、五料と云って広いのです、河川敷は。だから、五料橋の上流か、五料橋よりちょっと下か、もっとずっと例の三本松の辺かという、その辺のことぐらいは分かっているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） こちらの報告書の中では、そういう細かい位置までは書いておりません。本当に地番が書いてありまして、その1025—1の付近に不時着したとか、墜落したとかという、そういった情報が消防署のほうから頂いた報告書には書かれておりますので、今私のほうがこの場で答えられる情報という、そういうことくらいしかお答えができないということでご理解いただきたいと思います。

利根川の右岸河川敷とか、そういったことは書かれておりますけれども、具体的な名称であるとか、細かい場所であるとかということまでは、こちらのほうでは読み取ることはできない状況です。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 実は、なぜ私が何回も聞くかということ、伊勢崎市の飛行場を飛び立った飛行機が着陸するときには、伊勢玉大橋の辺で旋回するのです。そうすると、ちょうど下之宮の火雷神社の上の辺りで旋回して、どうしても旋回するから土手の川側ということで飛んでくるのですが、たまに外に張り出すことがあるのです。住民のほうから、何かうちの上を飛んでくるのだよという話が出ているので、やはり飛んでくるのが不安だなと感じるのは伊勢崎市でもないし、利根川の合流、烏川の合流でもないし、下之宮の辺の人がやっぱり危険を感じているということで聞いているので、今日はおおむね1025—1ということが分かったので、後で調べてみます。

今日は、以上で質問を終わります。



○散 会

◇議長（石内國雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、明日2日金曜日は、午前9時までに議場へご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後0時27分散会